

# 同窓会会則

## 第1章 名称

(名称)

第1条 本会は、富良野看護専門学校同窓会とする。

## 第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深め、人間性を高めあい、専門職業人としての専門的知識及び技能の向上を図ることを目的とする。

## 第3章 組織

(会員の資格)

第3条 本会の会員は、富良野看護専門学校の卒業生とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、富良野看護専門学校に置く。

(役員)

第5条 本会は、会長1名、副会長1名、会計1名、書記2名を置く。  
尚、役員については、上川管内に勤めているものとする。

(役員職務)

第6条 役員は下記の職務を行う。

- ① 会長は、本会を代表し総括を行う。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある時その職務を代行する。
- ③ 会計は、会計事務のいっさいを司る。
- ④ 書記は、会の庶務を司る。

(幹事)

第7条 

- ① 本会は、卒業期毎に幹事2名を置く。
- ② 次期幹事は、卒業期毎に互選し、会長に報告する。
- ③ 幹事は、当該卒業期の会員の状況を把握し、名簿を作成する。
- ④ 幹事は、幹事会に出席し会長の命を受け、本会の事業を行うために行動する。

(役員選出及び任期)

第8条 

- ① 役員選出は、総会において選出する。
- ② 役員、幹事の任期は4月1日から5年後の3月31日までの5年間とする。  
ただし、再任を妨げない。
- ③ 会長に欠損を生じたときは、副会長がその在任期間を代行する。
- ④ 会長以外の役員に欠損を生じたときは、その欠損を役員会に委任する。

(顧問及び名誉顧問)

第9条 本会は、顧問、名誉顧問を置く。

## 第4章 運営に関する事

(総会)

第10条 

- ① 総会は5年ごとに開催する。ただし、役員会で必要と認められた時は臨時総会を開く事ができる。
- ② 総会は出席者をもって開催され、議案はその過半数をもって議決される。
- ③ 総会に欠席した場合は、出席者に委任するものとする。
- ④ 総会の進行は4役が行うこととする。
- ⑤ 総会で付議すべき事項は次の通りとする。
  - A) 役員選出
  - B) 予算及び決済の承認
  - C) 本会の会則の改正
  - D) その他役員会で議決をはかる必要があると認められた事項や重要事項

(役員会)

- 第11条 ① 役員会は役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。  
② 役員会は本会の執行期間であり、決議事項を執行する。また、緊急事項を執行する。  
③ 本会において決議された事は、総会において報告される。  
④ 役員手当として一任期中5年間、会長10000円、副会長・書記・会計8000円とする。

(幹事会)

- 第12条 ① 幹事会は、役員及び各卒業期の幹事によって構成される。  
② 会長が必要と認めたときに招集する。

(経費)

第13条 本会の経費は会計、寄付金、前年度繰越金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第14条 会費は5千円を入会と同時に納入し、永久会員とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月末日に終わる。

## 第5章 事業

(事業)

- 第16条 本会は下記の事業を行う。  
① ホームページの作成、運営、同窓会ニュースの発行  
② 学校事業への援助  
③ その他本会の目的達成のために行う事業

附則 この会則は平成9年3月10日より施行する。  
平成15年度総会にて一部改正  
平成20年度総会にて一部改正  
平成25年度総会にて一部改正  
平成30年度総会にて一部改正